

新 旧 対 照 表（関係規定のみ）

札幌市図書館条例（昭和 25 年条例第 20 号）

現 行	改 正 案	備考
第 2 条 図書館は、図書、記録その他必要な資料を<u>収集整理保存して、一般市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するとともに、図書、記録その他必要な資料に関する調査研究、指導その他の業務を行なう。</u>	第 2 条 図書館は、図書、記録その他必要な資料を<u>収集し、整理し、保存して、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するとともに、図書、記録その他必要な資料に関する調査研究、指導その他の業務を行う。</u>	規定の整備及び字句整理
第 6 条 <u>次の各号の一にあてはまる者は、入館させない。</u> (1) <u>幼少で他に迷惑を及ぼす者</u> (2) その他館長が館内の秩序を乱す<u>恐れ</u>があると認める者	() 第 6 条 <u>館長は、次に掲げる者に対し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。</u> (1) 他に迷惑を及ぼす者 (2) その他館長が館内の秩序を乱す<u>おそれ</u>があると認める者	同上
第 11 条 （省略） 2 （省略）	第 11 条 （現行のとおり） 2 （現行のとおり）	
<u>3 （省略）</u> <u>4 前 3 項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u>	<u>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。</u> <u>4 （現行のとおり）</u> <u>5 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u>	図書館法の改正に伴う委員の任命基準に関する規定の追加

この改正は、現状においても図書館の管理者として当然に行うことが可能であると解釈される事項を明示するものであることから、新たな権利制限には当たらないと判断する。